令和５年度補正「再生可能エネルギー大量導入に向けた次世代型ネットワーク構築加速化事業」に係る企画競争募集要領

令和６年２月１日

経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部　政策課　制度審議室

経済産業省では、令和５年度補正「再生可能エネルギー大量導入に向けた次世代型ネットワーク構築加速化事業」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和５年１０月１６日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

１．事業の目的（概要）

　　　エネルギー基本計画において、２０５０年カーボンニュートラル及び２０３０年度の温室効果ガス排出削減目標の実現を目指し、Ｓ＋３Ｅを大前提に、再生可能エネルギー最優先の原則で再生可能エネルギーの最大限導入に取り組むこととしている。

その野心的な再生可能エネルギー目標を達成するためには、電力系統の制約解消の加速化が重要であり、特に、２０３０年に向けては、洋上風力等のポテンシャルの大きい北海道等から、大需要地まで効率的に送電するための直流送電システムの整備に向けた検討の加速化が不可欠となる。

本事業では、世界的に類例の乏しい大規模な長距離海底直流送電システムについて、技術や敷設手法の適用可能性を踏まえつつ、計画的・効率的に整備するための調査等を行うことで、国内電力系統における円滑な整備計画の立案、海外の整備事業への進出に貢献する。

２．事業内容

我が国においては、海底直流送電システム敷設の実績が少ないため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において先行して、北海道から本州を結ぶ日本海側と太平洋側の両方の海域で長距離海底直流送電システムを実現する上での具体的な設備や詳細ルート、費用等についての課題を明らかにするための文献調査や聞き取り調査等が行われ、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会での審議を受け、電力広域的運営推進機関において、北海道～本州間の連系線の整備について具体的な検討を開始している。また、令和３年度補正「再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代型ネットワーク構築加速化事業」においては、北海道～本州間の日本海側における敷設の可能性があるエリアについて、海岸に沿った曳航・採泥調査等を、令和４年度補正「再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代型ネットワーク構築加速化事業」においては、海底ケーブルの揚陸に関する調査を実施している。

本調査においては、令和３年度及び令和４年度補正「再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代型ネットワーク構築加速化事業」の調査結果をうけ、追加調査が必要と判断したエリアにおける以下の調査項目について実地調査等を行うことに加えて、資源エネルギー庁や電力広域的運営推進機関における政策的な議論の状況を踏まえながら、追加的な調査を実施する。

（１）海底地形等に関する実地調査、海底地質等に関する実地調査

　　　　当該調査エリアにおける長距離海底直流送電システム敷設に先立ち、基本設計に必要な海底地盤等に関する文献調査や聞き取り調査等を行い、調査項目や調査手法等を整理する。整理した調査項目や調査手法等に基づき、実測調査を実施する。なお、地層探査（ピストンコアやCPT等）の実施は、６０か所以上（資源エネルギー庁と協議の上決めること）を想定している。ア　調査エリア

　　　資源エネルギー庁が指定するエリア

* + 北海道-東京間の海底ケーブルを敷設する上での有望な海域（東日本の日本海側を想定）。ルート長は約７００km、水深については、既存技術を用いた海底ケーブルの敷設可能性を踏まえて５００m以浅。
	+ 渚マンホール-交直変換所-基幹系統への接続部までの有望な陸域。ルート長は１００km以上。

　　　イ　調査日数、各種データ解析等

　　実地調査を実施し、調査内容の各種データの解析等を実施する。具体的な調査計画については、提案書に記載すること。

　　なお、解析対象のデータは過去調査によって得られたものを含むものとする。解析対象となるデータは資源エネルギー庁より提供する。

 ウ　調査内容

効果的かつ効率的な調査を進めるためにも、概査調査によって、必要な情報を収集し、詳細調査（下記項目を想定）によって、より具体的な箇所を選定すること。

* 海底面調査
* 水深調査
* 堆積層厚調査
* 通信ケーブル、送水管、魚礁等先行施設工作物調査
* 障害物調査
* 採泥調査
* コーン貫入調査
* ボトムマッピングソナー調査
* 汚濁測定
* 陸側ルート選定調査
* 航空レーザー測量調査
* 環境要件調査
* その他必要と思われる項目

（２）海底ケーブルの揚陸に関する実現可能性調査

　海底ケーブルの揚陸に関して、必要に応じて、ケーブルメーカーや送電会社等へのヒアリングを実施すること等によって、ケーブルの技術特性等を踏まえた上で、揚陸箇所として満たすべき地理的条件、社会的条件等の整理を行う。

　整理された条件に基づき、資源エネルギー庁が提示する海域（東日本の日本海側を想定）について、机上検討・現地踏査を行うことによって、揚陸箇所としての適合性について段階毎の評価を行う。

　また、適合性を判断するために必要な実地調査について、その調査項目・手法を明らかにする。

（条件の例）

・自然条件

　　　陸上部：地形が平坦（極端な高低差が発生しない）・掘削が容易

　　　海中部：起伏が少ない・敷設船で沿岸近くまで敷設可能・ケーブル埋設可能

・社会条件

　　　陸上部：自然公園区域ではない、市街地近傍を極力回避、系統接続点の近傍

　　　海中部：船舶航行状況、その他先行利用者の利用状況

（３）海底ケーブルの揚陸に関する実地調査

　　　　（２）の机上検討・現地踏査で抽出される適合性の高い地点について、明らかにした調査項目や調査手法等に基づき実測調査等を実施する。

ア　調査地点数…２地点程度（資源エネルギー庁と協議の上決めること）

　　　イ　調査日数、各種データ解析等

　　調査航海を実施し、調査内容の各種データの解析等を実施する。具体的な調査計画については、提案書に記載すること。

　　なお、解析対象のデータは過去調査によって得られたものを含むものとする。解析対象となるデータは資源エネルギー庁より提供する。

 ウ　調査内容

効果的かつ効率的な調査を進めるためにも、概査調査によって、必要な情報を収集し、詳細調査（下記項目を想定）によって、より具体的な箇所を選定すること。

* 陸上測量
* 土壌熱抵抗測定（陸上・沿岸）
* 沿岸調査（汀線測量、深浅測量、海底面探査、海底地層探査等）
* 浅海部調査（深浅測量、海底面探査、海底地層探査、採泥調査等）
* 海底地盤調査（採泥調査、CPT調査等）
* 漂砂調査
* その他必要と思われる項目

（４）ケーブル敷設ルート案の作成

　　　　上記の（１）～（３）の業務の成果物として、本調査及び過去調査で得られたデータ等からケーブル敷設ルート案を作成すること。

（５）静磁界等の環境影響に関する調査

　　　　海底直流送電に係る静磁界等が水産有用生物にもたらす影響について、文献調査や事例調査、試験環境・試験方法、その他必要と思われる項目についての調査・検討を行うこと。

（６）地元理解促進活動

　　　　海洋調査海域においては、共同漁業権や知事許可漁業などが設定されていることから、当該海域を利用する先行利用者を特定し、長距離海底直流送電システムの目的や意義、事業計画、漁業への影響要因について、セミナー開催や広報事業を行うことで地元理解促進活動などを実施する。

ア　セミナー開催内容

　　　　海洋調査海域においては、共同漁業権や知事許可漁業などが設定されていることから、先行利用者に対し、セミナー開催や広報事業を行うことで地元理解促進活動などを実施する。

* 長距離海底直流送電システムに係る国の政策動向等
* 長距離海底直流送電システムの目的、意義、概要等
* 長距離海底直流送電システムの環境への影響等
* 漁業操業への影響
* その他必要と思われる項目

（７）調査実施に係る事前調整及び申請等

　　　　上記の（１）～（６）の業務を実施する上で、必要となる事前調整及び申請を行う。

* 先行利用者に対する事前周知及び調整
* 事前協議が必要な関係機関との調整
* 調査に係る許認可申請
* その他必要と思われる調整及び申請等

３．事業実施期間

　　　契約締結日～令和６年３月３１日（ただし、財務省との繰越協議が整えば期間延長することもあり得る）

４．応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

①日本に拠点を有していること。

②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

④予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しないものであること。

⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑥過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

⑦採択者の決定後速やかに採択結果（（ア）採択事業者名、（イ）採択金額、（ウ）第三者委員会審査委員の属性、（エ）第三者委員会による審査結果の概要、（オ）全公募参加者の名称及び採点結果（原則、不採択となった公募参加者名とその採点結果の対応関係は分からない形で公表。ただし二者応募の際は大規模事業の透明性確保の重要性に鑑み、対応関係が推測されようとも公表。））を経済産業省ホームページで公表することに同意すること。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

５．契約の要件

（１）契約形態：委託契約

（２）採択件数：１件

（３）予算規模：２,７４９,２８５,０００円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

（４）成果物の納入： 事業報告書の電子媒体１部を経済産業省に納入。

　　　　　　　　　　　 　※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付ＰＤＦファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

（５）委託金の支払時期： 委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

（６）支払額の確定方法：　事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

６．応募手続き

（１）募集期間

　　　　募集開始日：令和６年２月１日（木）

　　　　締切日：令和６年３月１日（金）１３時必着

（２）説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、１１．問い合わせへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和６年２月７日（水）１６時００分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams 」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和６年２月１４日（火）１３時３０分

（３）応募書類

① 以下の書類を（４）により提出してください。

・申請書（様式１）

・企画提案書（様式２）

・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）※

・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表※

　※共同応募として参加する場合には構成員全員に係るものを含む

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

　　③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

　　④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（４）応募書類の提出先

応募書類はメールにより１１．記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

７．審査・採択について

（１）審査方法

採択に当たっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

（２）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

①４．の応募資格を満たしているか。

②提案内容が、１．本事業の目的に合致しているか。

③事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。

④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。

⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

⑧ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。

⑨適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。

⑩事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。

⑪事業費総額に対する再委託費の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が５０％を超える理由書」を作成し提出すること）。

（３）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

また、採択決定後速やかに採択結果（①採択事業者名、②採択金額、③第三者委員会審査委員の属性、④第三者委員会の審査結果の概要、⑤全公募参加者の名称及び採点結果（公募参加者名と採点結果の対応関係が分からない形で公表）について、経済産業省ホームページで公表します。

８．契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

<https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-d3_format.pdf>

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。　　　　<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html>

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

９．経費の計上

（１）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費項目 | 内容 |
| Ⅰ．人件費 | 事業に従事する者の作業時間に対する人件費 |
| Ⅱ．事業費 |  |
| 旅費 | 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費 |
| 会場費 | 事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等） |
| 謝金 | 事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家当に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力当に対する謝金等） |
| 備品費 | 事業を行うために必要な物品（ただし、１年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費 |
| （借料及び損料） | 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費 |
| 消耗品費 | 事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費 |
| 印刷製本費 | 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費 |
| 補助職員人件費 | 事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費 |
| その他諸経費 | 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの例）　　通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）設備の修繕・保守費翻訳通訳、速記費用文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等 |
| Ⅲ．再委託・外注費 | 受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。 |
| Ⅳ．一般管理費 | 委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 |

（２）直接経費として計上できない経費

　・建物等施設に関する経費

　・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

　・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

　・その他事業に関係ない経費

（３）一般管理費の算出

　　本契約は、８％もしくは、「委託事業事務処理マニュアル」に記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。

（４）再委託・外注費にかかる精算処理

　本契約において、再委託・外注費を計上する業務がある場合は、「委託事業事務処理マニュアル」の「１１．再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」を行うこととします。

１０．その他

（１）事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。また、履行体制図記載の再委託先及びそれ以下の委託先に対しても、委託契約書に基づき、同様の現地調査等を実施することがあります。

また、事業期間中において、事業終了後における支払額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やか是正等を目的とする中間検査を原則実施します。

（２）提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が５０％を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

（３）委託契約書の規定に基づき提出された履行体制図について、契約締結時及び事業終了後、経済産業省ホームページで公表します。不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

（４）これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和３年１月８日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【参考】調達等の在り方に関する検討会報告書

<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_kentoukai.html>

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

　・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。

　なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

　　・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）

・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）

・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

・その他、執行管理業務と想定する業務

・総額に対する再委託の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか

（「再委託費率が５０％を超える理由書」を作成し提出すること）。

　・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原

則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。

　　　・提案書等において再委託費率が５０％を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅱ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

＜事業類型＞

Ⅰ．多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

 　 　　Ⅱ．現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

Ⅲ．多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）(再委託・外注費を除く)×一般管理費率）

（５）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下のURLの通り。

https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/shimeiteishi.html

（６）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和５年４月３日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

１１．問い合わせ先

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　省エネルギー・新エネルギー部　政策課　制度審議室

担当：宮本、廣嶋、森田

E-mail：miyamoto-hiroyuki@meti.go.jp、hiroshima-kensuke@meti.go.jp、

morita-kyoji@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「再生可能エネルギー大量導入に向けた次世代型ネットワーク構築加速化事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上